

日米租税条約改正交渉の開始

1 これまでの経緯

平成11年（1999年）5月24日の朝日新聞朝刊において、日米租税条約改正の動きがあることが報道された。この報道は、1971年以降、日米租税条約が改正されていないことから、米国産業界の強い働きかけを受けて、米国政府が前向きの姿勢を見せたことに基因しており、この時点において、日本政府は、慎重であるが改正の必要性は認めているとのことであった。

租税条約改正交渉開始を報道した新聞記事（日本経済新聞平成13年8月11日朝刊）によれば、2000年（平成12年）11月にブルネイで開いた日米首脳会談で当時のクリントン大統領が改正を要望したとされている。

米国大統領の要望後、どのような経緯でわが国が改正に踏み切ったのか定かではないが、条約交渉開始前に、米国の税務専門雑誌に日米課税当局者が実務者レベルで租税条約の問題点を詰めて相互に理解を深めた旨の記事があった。

そして、条約改正交渉の開始に合意したことか2001年8月10日に財務省から正式に発表された。したがって、これまでの経緯から考えて、白紙の状態で交渉開始に合意したとは考えられない。その意味では、両国間における条約交渉の実質的な詰めは相当に進展していると推測できることから、今後の交渉は比較的早い段階で条約締結になるものと思われる。

このような動向の背景には、各種の規制緩和により日本に進出する米国系企業が増加したことがある。そして、日本に進出した米国系企業の業績が好調であり、これらの米国系企業が、本国である米国親会社等に支払う配当、使用料等に係る日本の源泉徴収税額を軽減することが狙いとしてある。仮に、日米租税条約を改正して日本における課税を減免すれば、これに対応して米国においても日本企業に対する課税が減免される。しかし、米国政府は、好調な米国経済を背景として、財政収入が黒字であり、税収減に敏感ではない事情もあるようである。

また、米国における対先進主要国との租税条約改正に限定すると（以下の年号は、いずれも新租税条約の署名の年度）、米国は、対フランス租税条約が1994年、対ドイツ租税条約が1989年、対オランダ租税条約が1992年、対英國租税条約が1975年（その後、1976年、1977年、1979年に改正）に、それぞれ旧租税条約の改正を行っている。

日米租税条約は、1971年に旧日米租税条約が改正され、それ以降改正されていない。日米租税条約は、米国のその後の改正を含む1954年法の影響を受けた租税条約であり、その意味では、米国財務省が、現在改正を望んでいる租税条約としては、その優先順位は相当に高いはずである。

Topics of International Taxation

2 条約交渉の今後について

租税条約交渉が開始されると、両国は相互に国内法の資料を交換して相手国の税制等の調査を開始する。そして、一般的に一方の国が条約案を作成して、相互の相手国を訪れる形で条約交渉が行われ、双方が合意に達すると、交渉団の責任者がその合意された文書すべてにイニシャルを記入する。その後、わが国の場合、内閣法制局審議と並行して条約文言及び内容について検討が行われ、わが国において署名が行われる場合、閣議決定を受けて外務大臣により署名が行われる。

既に述べたように、米国とわが国の中では、改正事項の大枠はほぼ了解されているものと思われることから、条約交渉も、相互の税制の学習等という前段抜きで、例えば、以下に述べる米国モデル租税条約等をたたき台として始まるものと思われる。

米国の場合、1986年に内国歳入法典の大規模な改正を行い、それ以前の1954年法と比較すると、多くの改正を行っている。米国は、1986年の税制改正以降、多くの租税条約を改正している。その趣旨は、1986年法に沿った形への租税条約の改正である。さらに、米国は、独自の米国モデル租税条約を1977年、1981年に公表し、1996年に新しい米国モデル租税条約を公表している。

具体的な例を挙げると、1986年法に沿った租税条約の改正の項目としては、1986年法により創設された支店利益税がある。この一種の追いかけ課税は、OECD モデル租税条約では導入

すべきでないとされているものであるが、米国は、外資系米国内法人における課税と外国法人支店における課税の平仄を合わせるために、この制度を導入した。1980年代後半以降に改正された米国の租税条約には、支店利益税の規定が配当条項に含まれている。この他に、トリティーショッピング防止のための条項等、法人以外の企業形態に対する租税条約の適用等の問題があり、これらが今次の条約改正の焦点となろう。

新聞報道では、日米租税条約における主たる改正点は、使用料、配当所得等の投資所得に係る源泉地国課税の減免であると報じられているが、これら税率の問題は、課税の減免を望む米国の場合は容易に受け入れるであろうことから、わが国政府の判断ということになろう。なお、わが国は、2001年に特許収支が黒字となり、技術輸出国として、受取使用料が支払使用料の額を上回っている（日本経済新聞平成13年4月22日朝刊）。このことからも明らかのように、わが国は、租税条約における使用料課税を免税にする時期に至ったものと考える。

日米租税条約の改正は、日米間の企業活動に与える影響が大きなことから、今次の改正は、今後論議を呼ぶことになろう。

日本大学教授

矢内一好